とよかわ市民協働基本方針実施計画　具体策別一覧

番号	方針名 施策名 具体策名	事業名 （担当課）	事業内容	事業実績	自己評価	自己評価の理由
例	(1)参加促進 ア活動情報の PR ①活動情報紙の発行	情報収集の拡充と活動情報紙の発行 （市民協働国際課）	とよかわボランティア・市民活動センターリオの指定管理業務として受託者である（特非）穂の国まちづくりネットワークによる「情報の収集・提供」を行うとともに、「とよかわボランティア・市民活動センターだより」をセンターにて発行し、全戸配布を行います。	「とよかわボランティア・市民活動センターだより」の発行（センター指定管理業務） 発行部数：Ａ３サイズ両面２つ折 配布方法：全戸配布広報折込 編集方法：とよかわボランティア・市民活動センターにて編集、発行 発行回数：４回	３	センターだよりを発行して全戸配布をすることにより協働の発展に必要な情報の周知を行うことができた。ただし、若年層の関心を高める情報発信が不十分であった。
1	(1)参加促進 ア活動情報の PR ④情報サイトの活用	みてみン！の周知・活用 （情報システム課）	豊川地域ポータルサイト「みてみン！」を協働に関する情報を発信したり、コミュニティ機能を利用した意見交換や連絡の場として活用できるように、魅力のあるサイト運営を行う。	・コミュニティを利用して、ユーザーから情報を収集したり、事務局から情報発信を行った。 ・コミュニティ利用実績 町内会：４コミュニティ NPO：１コミュニティ	３	通常のサイト運営に加えて、コミュニティ機能を活用した情報発信を行い、コミュニティの利用を促した。 ※平成 27 年 3 月 31 日をもってサイトを閉鎖した。
2	(1)参加促進 イ活動機会や学習機会の提供 ③生涯学習の充実	生涯学習情報の提供 （生涯学習課）	市民が生涯学習に参加する機会をつくるために生涯学習情報を提供する。	「地域生涯学習だより」（年２回配布）の発行、検索サイト「まなびネットとよかわ」（地域生涯学習・放課後子ども教室）による情報提供の実施。	３	紙媒体、電算媒体を通じ、市民が生涯学習の機会に触れるよう、必要な情報提供ができた。 ただし、検索サイトについては、広く利用されているとは言えず、課題が残る。
3	(1)参加促進 イ活動機会や学習機会の提供 ③生涯学習の充実	生涯学習施設の整備と活用 （生涯学習課）	多くの市民が生涯学習に参加できるよう活動拠点の整備をする。	「地域生涯学習」 平成２６年度実績 講座数　　：３２５講座 受講者総数：５，７６１人	４	各種事業を通じ、市民が講師として、または受講者として生涯学習に参加できる環境が整備されている。 また活動拠点としても、公民館、生涯学習会館などの社会教育施設の利用を通じ、対応が図られている。
4	(1)参加促進 エ地域での協働の促進 ①地縁組織などを母体とした組織の育成	ジュニアリーダー育成事業 （生涯学習課）	地域における子どもの活動でリーダーとなる人材の育成、活動の活性化、自主性及び協調性を育てることを目的として、豊川市子ども会連絡協議会とともに、校区を越えた交流、野外活動を開催する。	ＫＹＴ研修会（レクリエーション実施） デイキャンプ クリスマス会 子ども会大会（レクリエーション実施）	４	各種事業を通じて、ジュニアリーダーの自主性及び協調性を高める活動が出来た。ただし単位子ども会からの派遣要請等に十分に対応できなかったところがあった。

とよかわ市民協働基本方針実施計画　具体策別一覧

番号	方針名 施策名 具体策名	事業名 （担当課）	事業内容	事業実績	自己評価	自己評価の理由
5	(1)参加促進 エ地域での協働の促進 ①地縁組織などを母体とした組織の育成	豊川市学校運営協議会 （学校教育課）	学校、家庭及び地域の連携及び相互補完、地域の特色を生かした教育の推進、地域住民及び保護者からの学校教育に対する多様な要請への対応並びに開かれた学校運営に資することを目的に、通学区域内の住民、保護者、学識経験者、教職員及び教育委員会が適当と認める者が協議会の委員となり、教育目標及び経営方針に関すること、教育課程の編成に関すること、予算の執行に関することなどを協議する。	市内３６小中学校において、年３～５回協議会が実施された。各校の運営方針の承認や学校評価結果への意見などをいただいた。地域の人材活用への協力や、地域の関係機関との連携への支援を得ることができた。	3	学校区だけでなくもう少し広い地域、中学校区程度での連携が必要である。２７年度より中学校区での地域代表者会を開催し、地域が抱える諸問題への解決に役立てたい。
6	(2)環境整備 ア活動情報の提供と団体交流の促進 ②活動を発表する機会の提供	おいでん祭「環境コーナー」 （環境課）	環境問題の啓発を目的に、市民まつり「おいでん祭」の「環境コーナー」へ各種環境に関係する市民活動団体に出展してもらうことで団体活動の活性化及び環境問題の啓発を推進する。	平成２６年５月２４日（土）・２５日（日） おいでん祭来場者数　全体　１７万２千人 環境コーナー出展数　１２	3	おいでん祭の「環境コーナー」に市、県、市民活動団体及び事業者が出展し、各自の活動を発表する場となるとともに、お互いの活動を知る機会にもなった。また、多くの来場者に環境問題について啓発することができた。
7	(2)環境整備 ア活動情報の提供と団体交流の促進 ④市民活動団体や地縁組織、企業などとの交流会の開催に向けた調査・研究	豊川市小中学校 PTA 連絡協議会研修集会 （生涯学習課）	各小中学校のＰＴＡ会員が研修を通じて、共通理解を図り、お互いを高めあうため、地域の実態に即した望ましいＰＴＡの在り方及びＰＴＡ活動を進める中で、問題点など話し合う研修会を開催する。	平成２７年１月２４日に３校（豊小、一宮南部小、音羽中）の PTA が研究発表を実施した。音羽文化ホールに市内３６校の PTA 会員約２６０名が参加した。３校の PTA 活動は、他校の PTA 活動の参考にもなり、多くの成果を挙げることができた。	4	委嘱を受けた３校の PTA が、①家庭教育の充実、②学校支援の推進、③地域社会との連携の３分野で、地域の特性を活かした活動を発表し PTA 活動の活性化に役立った。 役員や代表者約４０名で、会の効率的な運営ができた。
8	(2)環境整備 ア活動情報の提供と団体交流の促進 ④市民活動団体や地縁組織、企業などとの交流会の開催に向けた調査・研究	父母と教師の会 （生涯学習課）	父母と教師が一緒に活動することにより、相互理解を深め、教育講演会の企画実施をする。	平成２６年８月２３日の土曜日に、豊川市文化会館大ホールを会場にして、教員会との共催で、「教育講演会」を開催した。講師は、浄土宗尼僧、小林良正氏で、参加者は約 1,000 名程度で、講演内容も大変好評であった。	4	企画・運営・評価のサイクルが確立しており、夏休み期間中の行事として、定着している。 各学校の女性教師と PTA の女性部長が協力し合い８０名程のスタッフが、係り分担ごとに協働の態勢で運営できている。

とよかわ市民協働基本方針実施計画　具体策別一覧

番号	方針名 施策名 具体策名	事業名 （担当課）	事業内容	事業実績	自己評価	自己評価の理由
9	(2)環境整備 エ資金的な支援制度の整備 ③寄付制度に関する情報提供や意識啓発	とよかわ応援基金 （企画政策課）	市民や市外に居住している方で豊川市に縁のある方など、「とよかわのまちづくり」を応援してもらえる方からの寄附金を活用させていただくことで、総合計画に掲げるまちづくりの推進を図る。	とよかわ応援寄附金　（　）：内、市外ふるさと納税分 件数　４０件（２２件） 金額　４５，４８３千円（４９０千円） 充当事業の内訳 国際交流協会補助２，０３２千円、資源化施設整備事業２２０千円、平和公園整備事業７千円、チャイルドシート購入費１２０千円、各種基金１０，０８７千円	3	地元 JA と協働して開始した新たな特典制度により、以前より効果的な情報発信が行え、結果件数が増えた。また、寄附者が希望する、総合計画に掲げるまちづくりに係る各種事業に充当するとともに、その結果を寄附者に報告した。
10	(3)協働推進 ア協働推進に向けての意識の啓発 ②市職員への意識啓発	新規採用職員実地体験研修「福祉体験研修」 （人事課）	実地体験を通して、職員としての自覚をさらに深めるとともに、自身の今後のキャリア形成に役立てるため、団体施設における作業体験及び施設利用者との交流を行う。	新規採用職員等２４人が「千両荘」「どんぐりの会」「諏訪西地域活動支援センター」「シンシア豊川」「希全の里」の５施設で福祉体験を行い、市職員としての自覚を深め、福祉の知識の向上を図った。（「どんぐり」へは５名）	4	NPO 法人や社会福祉法人等の各種福祉関係団体が主宰する施設で福祉体験を行うことにより、障害や介護に対する理解を深めることができた。
11	(3)協働推進 ア協働推進に向けての意識の啓発 ②市職員への意識啓発	ＮＰＯ見学バスツアー （人事課）	各種事業において協働することとなるＮＰＯについての理解を深めるため、活動並びに施設の見学、施設職員による講話、グループワーク等を行う。	「一般職員後期研修」（概ね８～１４年目職員対象）において１４人が、「ＮＰＯ見学バスツアー」に参加した。	4	市内等で活躍するＮＰＯ法人の活動について、理解を深めることができ、今後の業務において協働することへのきっかけ作りとなった。福祉関係以外の団体との交流も図れるとさらに良いと感じた。
12	(3)協働推進 ア協働推進に向けての意識の啓発 ②市職員への意識啓発	豊川市人材育成基本方針 （人事課）	ボランティア休暇を始め、地域活動や市民活動への参加を推奨。	「新規採用職員研修（１１２名受講）」においてボランティア休暇制度の趣旨と内容の説明を行った。	4	ボランティア休暇制度等を説明することで、地域活動や市民活動への参加の意識付けになったため、引き続き、その趣旨と内容の周知徹底を図る。
13	(3)協働推進 イ市民の声・情報の共有 ①市民や企業の多様な意見の収集・公表	市長を囲む懇談会の実施 （秘書課）	広聴活動の一環として、各連区単位で市長をまじえて意見交換会を開催。	平成 26 年度実施　３連区	4	市長自らが行う広聴活動であり、市長が市民から直接、地域の問題や生活の中で感じている意見などを伺うことができる。多くの市民に市政への関心を持っていただく機会となっている。
14	(3)協働推進 イ市民の声・情報の共有 ③市民の審議会などへの登用推進	豊川市行政経営改革審議会 （企画政策課）	社会経済情勢の変化に対応するとともに、限られた資源を最大限活用し、市民の視点に立った自治体経営を推進するため、審議会を設置するもの。	審議会　第１３回　平成２６年　６月　６日 第１４回　平成２６年　７月１８日 第１５回　平成２６年１２月１１日 第１６回　平成２７年　３月１１日 公募委員：２名（委員は公募を含め１２名）	3	公募委員について２名を委嘱し、市民の意見を反映することができたため、計画どおりの達成度とした。

とよかわ市民協働基本方針実施計画　具体策別一覧

番号	方針名 施策名 具体策名	事業名 （担当課）	事業内容	事業実績	自己評価	自己評価の理由
15	(3)協働推進 イ市民の声・情報の共有 ③市民の審議会などへの登用推進	次世代育成支援対策地域協議会への参画 （子ども課）	豊川市次世代育成支援対策地域行動計画の推進を図るため、市民及び専門家等の意見を広く反映するとともに、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となる措置について協議する。	次世代育成支援対策地域協議会の開催 開催日時：平成２７年２月２６日 協議内容：次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）の進捗結果及び評価について	3	市内幼稚園・保育園・小中学校の保護者代表、ＮＰＯ法人代表等の市民の参画する協議会を開催し、計画最終年度として、次世代育成支援対策の推進に関し必要となる措置について具体的に協議することができた。
16	(3)協働推進 イ市民の声・情報の共有 ③市民の審議会などへの登用推進	豊川市地域公共交通会議 （人権交通防犯課）	市民の日常生活に必要な移動手段の確保に向け、公共交通の活性化及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を調査審議するために設置して、公共交通政策に関することを協議、実施する。	会議を年４回開催し、バス路線の運行計画、利用促進施策など、様々な事項を協議、実施した。	5	地域住民、利用者の代表委員として、会議において幅広く意見をいただき、公共交通施策に関し協議、実施できた。 また、代表委員を通じ、市民への周知が図られた。
17	(3)協働推進 イ市民の声・情報の共有 ③市民の審議会などへの登用推進	豊川市環境審議会 （環境課）	豊川市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な計画に関する事項及び環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するために設置する。	平成２６年度の開催実績と出席人数 ８月１２日（火）＝１４人 １０月３１日（金）＝１１人 １１月２５日（月）＝１１人 ３月　６日（金）＝１２人	3	学識経験者、各種団体代表及び関係行政機関の代表に委員を委嘱した。そして、市の環境基本計画の進捗状況や見直し、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について、様々な立場から指導や助言を得ることができた。
18	(3)協働推進 イ市民の声・情報の共有 ③市民の審議会などへの登用推進	社会教育委員 （生涯学習課）	市民との協働により開かれた教育行政の推進を図るため、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会及び教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定事項について社会教育団体等へ助言をする。	教育委員会の諮問に応じ、社会教育に関し必要な審議を行うため審議会を３回開催した。 また、県・東三河の社会教育委員と合同で研修・調査研究を行い、社会教育に関わる知識・技術を身につけるとともに、交流を図った。	4	審議会では、各委員の積極的な発言を通じて、市民と協働して教育行政の推進が図られた。
19	(3)協働推進 イ市民の声・情報の共有 ③市民の審議会などへの登用推進	豊川市学校運営協議会 （学校教育課）	学校、家庭及び地域の連携及び相互補完、地域の特色を生かした教育の推進、地域住民及び保護者からの学校教育に対する多様な要請への対応並びに開かれた学校運営に資することを目的に、通学区域内の住民、保護者、学識経験者、教職員及び教育委員会が適当と認める者が協議会の委員となり、教育目標及び経営方針に関すること、教育課程の編成に関すること、　予算の執行に関することなどを協議する。	豊川市学校運営協議会の設置に関する規則に基づき、地域や学校の特色に応じたメンバーで構成された委員により協議会が運営されている。委員はそれぞれの立場から、経営方針や教育課程の編成などに意見を述べ、学校はそうした声を学校運営に反映している。	3	地域住民の声を生かすことで、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや、質の高い学校教育の実現につながる動きが見られた。教育の多様化に対応していくためにも、学校内の力だけでは限界もあり、今後も、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」の動きはさらに進んでいくであろうと思われる。